

平成 25 年第 2 回玉城町議会定例会会議録（第 3 号）

招集年月日 平成 25 年 6 月 12 日（水）

招集の場所 玉城町議会議場

開 議 平成 25 年 6 月 14 日（金）（午前 9 時 00 分）

出席議員 1 番 一 2 番 北 守 3 番 坪井 信義
4 番 北川 雅紀 5 番 中瀬 信之 6 番 山口 和宏
7 番 奥川 直人 8 番 山本 静一 9 番 前川 隆夫
10 番 川西 元行 11 番 風口 尚 12 番 小林 豊
13 番 小林 一則

欠席議員 1 番 中西 友子

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	辻村 修一	副 町 長	中郷 徹	教 育 長	山口 典郎
総務課長	林 裕紀	会計管理者	前田 浩三	税務住民課長	田畑 良和
生活福祉課長	中村 元紀	上下水道課長	東 博明	産業振興課長	田間 宏紀
建設課長	松田 幸一	教育事務局長	中西 元	病院老健事務局長	田村 優
総務課長補佐	見並 智俊	教育委員長	加藤 禎一	監 査 委 員	中西 正光

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 小林 一雄 同 書 記 宮本 尚美 同 書 記 藤井 亮太

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 39 号 地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の制定について（質疑）
- 第 3 議案第 40 号 玉城町防犯カメラの設置及び利用に関する条例の制定について（質疑）
- 第 4 議案第 41 号 玉城町子ども・子育て会議条例の制定について（質疑）
- 第 5 議案第 42 号 町税条例の一部改正について（質疑）
- 第 6 議案第 43 号 玉城町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について（質疑）
- 第 7 議案第 44 号 玉城町使用料条例の一部改正について（質疑）

- 第 8 議案第 45 号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について（質疑）
- 第 9 議案第 46 号 平成 25 年度玉城町一般会計補正予算（第 1 号）（質疑）
- 第 10 議案第 47 号 平成 25 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
（質疑）

開議の宣告

○議長（風口 尚）ただ今の出席議員数は 12 名で、定足数に達しております。
よって、平成 25 年第 2 回玉城町議会定例会第 3 日目の会議を開会いたします。

会議録署名議員の指名

○議長（風口 尚）本日の議事日程はお手許に配布のとおりであります。日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、議長において
5 番 中瀬 信之 君 6 番 山口 和宏 君
の 2 名を指名いたします。

議案の質疑

○議長（風口 尚）次に、日程第 2 議案第 39 号 地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の制定についてを議題といたします。
これより、質疑を行います。
ご発言は有りませんか。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第 3 議案第 40 号 玉城町防犯カメラの設置及び利用に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑を行います。

ご発言は有りませんか。2 番 北 守君

○2 番（北 守）この条例のポイントと申しますか、町民が了知し得ないまま撮影され、その画像が町民のプライバシーを侵害するというものを防ぐというのが目的ということで、この条例ができていく訳なんですけど、この条例第 5 条には設置者の義務が明記され、第 6 条には設置者等が当人に指導及び勧告ができると。更に第 7 条では違反者に対しては公表という措置が規定されています。そこで、設置者との利害関係も生じて

くと思うんですが、利益や不利益も出たりすることがありますので、ここでパブリックコメントを実施すべきと思うんですが今回実施されたかどうか、また、実施していなければ、なぜ実施しなかったのか伺いたい。それからパブリックコメントは行政手続法でいう公的な機関が規則或いは命令などの類のものを制定するときに広く影響の及ぶ対象者に、その意見、情報、改革を聴くものであり、意見を聴くことにより、より良い条例を作っていく、このことが目的だと思います。今回はしているかどうか1点お伺いします。それともう一つ、別な項目で第2条第3項中の公共の場所、道路、公園、広場、その他規則で定める公共の用の供する場所という規定がありますが、規則で定める場所はどんな場所を想定しているのか。更に規則はできているのか。いつ公布するのか、その点お聞きかせ願いたいと思います。

○議長（風口 尚）生活福祉課長 中村 元紀君

○生活福祉課長（中村 元紀）パブリックコメントの件ですが、これにつきましては住民の方の権利を守るためという主な目的がございます。設置者等につきましても、義務等も付加してございますが、本来防犯カメラの使われる目的と言いますのは、犯罪防止という意味合いも多くございます。そういう抑止力の部分、昨今の事件関係では防犯カメラの優良性というのが取り上げられておりますので、特段一般の住民の方に対して不利益を与えないという考え方の中でパブリックコメントについては実施してございません。2点目の条例第2条のその他規則で定める場所でございますが、規則についてはこの条例に合わせて施行させていただくように準備はさせていただいております。今現在、施行規則で定めておりますのが、町の公共施設並びに町の庁舎等、事務所等事業所というふうに定めてございます。

2項といたしまして、道路に準ずる通路、それから鉄道の駅の自由通路という格好で3ヶ所定めてございます。以上でございます。

○議長（風口 尚）2番 北 守君

○2番（北 守）パブリックコメントについては住民に影響がないということで返答いただいたわけなんです、これのパブリックコメントの規定について、この条例はパブリックコメントにかけていった方がええんやないかということで、町でそういう規定を設けているのかどうか。公共等のことについてはよくわかったんですが、規則の公布時期の答弁が漏れておりましたのでお願いします。更に具体的には玉城町で想定されるのが、区なんかを設置する不法投棄なんかの防犯カメラということが多いやないかと思うんですが、これはパブリックコメントを実施しなかったとしても、やっぱり区長にはこういうことを考えておるんやということは説明をされたんかどうか、その点お聞きします。

○議長（風口 尚）総務課長 林 裕紀君

○総務課長（林 裕紀）パブリックコメント、即ち意見公募手続きですね。通称パブリックコメントは、平成17年の行政手続法改正によって施行されたものでございますけ

れど、目的はおっしゃるように、町民への説明責任を果たすことと、町民への町政への参画を促進すること、町政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることをもって町政運営と共同の町づくりを推進するということを目的とするわけですが、玉城町につきましては、ご存じのとおり条例として、これについての制定はしておりません。ただ、過去にもパブリックコメントはやらせていただいたと思うんですが、やはり対象となるのは、調整の基本的な計画等の策定ないし変更、町政の基本的な方針を定める条例の制定または改廃、広く町民に義務を課して権利を制限することを内容とするような条例の制定および改廃について、このようなことが起こった場合にパブリックコメントをやることが望ましいと法律は決めております。従いまして、今後につきましても、こういう案件にのったものにつきましては、適宜パブリックコメントをやっていきたいとこのように考えております。

○議長（風口 尚）生活福祉課長 中村 元紀君

○生活福祉課長（中村 元紀）条例の施行に合わせて規則を施行させていただく予定です。それから、自治区への説明ですが実施をしておりません。設置のしてある自治区に対しては、今後説明をさせていただく考え方でございます。

○議長（風口 尚）2番 北 守君

○2番（北 守）今の説明で私の思っていることが大体解消されました。

ただ言うならば、今後パブリックコメントについては、内規かなにかで作っておくべきではないかなと思うんですが、これは意見となりますので、ちょっとやめときますが、そういうふうな気持ちがありますので、また今後、そういう案件、機会がありましたら宜しくお願いします。以上です

○議長（風口 尚）8番 山本静一君

○8番（山本静一）先ほど、北議員から全体についての質問がありました。個人情報漏えいとか売買とか大きな社会問題となっております。アメリカでも情報監視露出ということで大きく政府を揺さぶってます。それにつきまして、この条例の内容について色々お聴きしたいと思います。第3条でございます。「設置利用基準」、これが各1から5号までありますけど、町が統一なものを示すのか、それとも各区なりそれぞれが固有に利用地をだすのか、その点についてお聴きしたいと思います。

○議長（風口 尚）生活福祉課長 中村 元紀君

○生活福祉課長（中村 元紀）防犯カメラの設置及び基準につきましても、今内部で定めておりまして、若干、内容に触れさせていただきますと、防犯カメラの運用時間は24時間としてください。画像の保存期間は7日間とするとか、画像の安全のために、盗まれることのないよう施錠のできるものとか、そういう部分を謳った基準を別に定めてございます。

○議長（風口 尚）8番 山本静一君

○8番（山本静一）そうしますと、先ほど説明いただいた要点は網羅しておれば、各それ

それ、統一的な基準ではなくても町としては認めるということですか。

○議長（風口 尚）生活福祉課長 中村 元紀君

○生活福祉課長（中村 元紀）内部で定めておる基準というのがございます。それを網羅しておれば問題ないかと、あくまで設置目的は防犯目的で設置していただくことが大前提になっていきますので、録画された画像等も漏れることのないように住民の方の権利を守るための基準でございます。あと、運用管理の分、若干、カメラを設置してますよというふうな表示をする部分の規定等の定めてございます。以上です。

○議長（風口 尚）8番 山本静一君

○8番（山本静一）同じく5条の下から3行目の（3）ですけど、緊急やむをえない場合は、緊急やむをえないと認める場合という意味ですが、緊急とはどういうことを想定しているのですか。

○議長（風口 尚）生活福祉課長 中村 元紀君

○生活福祉課長（中村 元紀）町民の生命、身体、財産に対する危険を避けるために、緊急を要する場合ですので、事件性があるとかそういう部分については提供させていただくという考え方でございます。

○議長（風口 尚）他にありませんか。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第4 議案第41号 玉城町子ども・子育て会議条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑を行います。

ご発言は有りませんか。

○議長（風口 尚）7番 奥川直人君

○7番（奥川直人）この玉城町、子ども・子育て会議条例の制定についての中で町内におきまして、いろんな子育ての組織があります。昨日申し上げた青少年を育てる会もそういった関連の組織になろうかと思いますが、そういった組織との繋がりといいますか、どういった繋がりをもった会議にしていくのかということが1点です。あと、この会議を設立する目的というのはどんな役割を果たしていくのかということが十分理解ができないので、そのへんのご説明、この組織の中の会議は委員10名となっていますが、この10名の方を公募する町民の公募という形にしておるんですけども、どのような形で公募をされるのか。

いろんな市町でも実施されるところもありますが、論文書いて募集するとか、小論文書いて募集するとか、色んな方法があるんで、公募をするための公開の仕方なり、またはそれを選ぶ方法、そのへんをお聞きしたいと思いますし、先ほど、もう1点言いましたように、委員10名とおっしゃってましたけど、10名以内でもどれ位が適切なのかというふうなお考えがあるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（風口 尚）生活福祉課長 中村 元紀君

○生活福祉課長（中村 元紀）青少年を育てる会であるとか、他の団体との関係その関係ということなんですが、今、その部分も含めてくるか格好にはなるかと思えます。

子ども・子育てに関する部分ということになっていきますので。それから第2条に掲げてございますように法第77条1項に掲げる事務ということになっております。この部分につきましては今から策定いたします子ども・子育ての施策に関する施策総合的な計画を定める部分がございますので、その部分の策定が主なものになってこようかと思えます。あと、法の中には子育て施設等の定員等に対しての意見を聴く、そのあたりをやるようになってございます。町といたしましては町の行います、子ども子育てに関する施策についての意見を求めるという格好になってございます。それから、委員の数でございしますが、近隣等の状況も見た中で10名以内ということに定めてございます。総合計画等につきましても、この程度の人数でしておったと思えますので10名程度でいいんではないかという考え方でございます。公募をにつきましては、2名ほど予定をさせていただきまして2名の方をいれさせていただきまして、この7月号の広報誌等で募集をさせていただき予定をさせていただいております。選考等の基準につきましては、処理審査等、あと面接もさせていただき、このあたりはまだ詳細はまだ決まっては、ないところでございます。

○議長（風口 尚）7番 奥川直人君

○7番（奥川直人）子ども・子育ての総合計画を作成するために、色んな意見を聴き、この計画を立案作成していくために、こういう会議を持つということなのか確認をします。それと、公募の方2名といいますと、あと8名の方はどういったメンバーで構成されていくのかお聴きします。

○議長（風口 尚）生活福祉課長 中村 元紀君

○生活福祉課長（中村 元紀）おっしゃるように会議の内容といたしましては、計画を作成する部分につきましてご審議いただくということにございます。ご意見いただいた中で・・・計画を進めていくということにございます。それから、委員の内容でございしますが、第4条に掲げてございます、学識経験を有する方、それから、子どもの保護者の方についても募集をさせていただく。子どもの子育てに関する事業に従事する方、子どもお持ちの方、学識をお持ちの方、広く町民の方、施設に従事されている方ということで広く募集をしたいと考えてございます。それから第5項におきまして、その他町長が必要と認めるものということに定めてございます。人数の割振等につきましては、まだ、詳細決まっておりません。以上です。

○議長（風口 尚）7番 奥川直人君

○7番（奥川直人）最後になりますが、色んな玉城町の協力いただいております組織編成、色んな会合とか、色んな会とか、色んな人に色んなことをしていただく。一部に偏ることが現状多いように見受けられますので、学識経験者、保護者、そして子育てに従事す

る方プラス2名の方を公募するという事なので、体制づくりにつきましては、色々な意見、案があるのであれば、議会にお聴かせを願いたいと思いますので、今後、幅広い色々な人材、意見を聞けるように人選の方宜しくお願ひしたいと思います。

○議長（風口 尚）4番 北川 雅紀君

○4番（北川 雅紀）昨日も一般質問で質問させていただいたんですが、玉城町の人口が今年か来年ピークなので、ちょっと、スケジュールというか、予定の汲み方が早いほうがいいなと思っていて、これに関していつまでに計画を出して、いつできてとか、スケジューリングをきかせてください。

○議長（風口 尚）生活福祉課長 中村 元紀君

○生活福祉課長（中村 元紀）この計画につきましては、平成27年4月からということで平成26年度中に計画を作らしていただいたいという考え方でございます。

今年度につきましては、計画のためのアンケート調査の費用を当初予算に盛りさせていただいておりますので、アンケート調査を行うにあたって、この議員さんの方々のご意見も聴いた中で、アンケート調査をさせていただきたいと考えてございます。7月の広報で募集をさせていただきまして、8月以降で審議なりをしていただきたいという考え方でございます。

○議長（風口 尚）2番 北 守君

○2番（北 守）第9条には、町は委員及び臨時委員に対しということで表現されておりますが、臨時委員に対する規定が、この中に無いですが、これは何を指しているのか。

もし、それなら、それまでに臨時委員として任命されるのかどうか。その点についてお伺いします。

○議長（風口 尚）生活福祉課長 中村 元紀君

○生活福祉課長（中村 元紀）臨時委員でございますが、前条の第7条の関係者に出席を求める。その関係者の方に関して支払をさせていただくということで臨時的に委員として採用させていただきたいと考えております。

○議長（風口 尚）2番 北 守君

○2番（北 守）委員については私もわかりませんが、任命という形で辞令なりなんなりいただくと思うですよ。臨時委員も任命という形で辞令がいただけるのかどうか。

更に説明委員ということをおっしゃってみえるということですので参加者とか色々な人を含めてもよかったやないかと思うんですが、その点どうでしょうか。

○議長（風口 尚）生活福祉課長 中村 元紀君

○生活福祉課長（中村 元紀）辞令等の交付につきましては、臨時的にさせていただくことになろうかと思っております。委員に任期が2年と定めてございますので、短期のものということで臨時とさせていただきたいという考え方でございます。参加とか、そのあたり

の部分については、このときには検討しておりませんでした。

○議長（風口 尚） 2番 北 守君

○2番（北 守） この条文からいくと、なかなか分かりづらいということで、この条例をどうのこうのしてくださいというものでもないし、このままでええんやないかと思うんですけども、欲を言うならば、関係者のところに（以下臨時委員という。）とか付けてもらうか、それか附則でなんとかホローしていただいたらなと思いますので、今後宜しく願いいたします。

○議長（風口 尚） 他ありませんか。 8番 山本 静一君

○8番（山本 静一） 第2条の2ですけども、町長または教育委員会に建議することができるとなっていますが、建議とはどういう意味ですか。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村 元紀君

○生活福祉課長（中村 元紀） これについては、委員会から町長に提案なりをしていただけると捉えていただければいいかと思います。

○議長（風口 尚） 8番 山本 静一君

○8番（山本 静一） 条例というものは、各住民が安易に理解すべきものだと思います。なかなか建議といいますといちいち辞書を調べて、どういう意味かなという感じがします。安易な言葉で改善いただくようお願いいたします。調べますと意見を申し立てることになっておまして、建議そのものは、明治時代の行政言葉であると思いますので、その点一考願いたいと思います。

○議長（風口 尚） 他にありませんか。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に 日程第5 議案第42号 町税条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、質疑を行います。

ご発言は有りませんか。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に 日程第6 議案第43号 玉城町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、質疑を行います。

ご発言は有りませんか。

○議長（風口 尚） 2番 北 守君

○2番（北 守） 半島振興法ということで三方が海に囲まれている地域、政令で定められるのが三重県では玉城町以南というふうに私は理解しておるわけなんです

この中で半島振興法に基づく今回の改正、2年延長ということと、資本金別に取得価格が引き下げられたということで2,700万円という下限から、土地家屋償却資産の新規の取得に対して、2,700万円以上のものについては対象であったんですが、今度は資本金別に取得価格の緩和が図られて下げられたということですので、更に旅館業、これは玉城町で該当するかせんかわかりませんが、いわゆる中小の企業さんにも幅広く広がられたと企業がより、この南部地域に来安くなっているのではないかとということで法改正があったと思うんです。この適用は、附則にも謳ってありますように平成25年4月1日から適用されますということですが、この半島振興法による、固定資産税の減額は固定資産税の料率は100分の1.4、半島振興法によりますと100分の0.14、いわゆる9割が減額されてくるということで通常ですと、7,000万円ぐらいの減額になってくるかというところで、そこで、もし仮に、これから先にことですので、予定、想定というのは難しいと思いますが、平成24年度の実績から推測して、どのランクに何件ぐらい該当し、固定資産の税額はどれくらい影響があるのかどうか。その点お聴かせ願います。

○議長（風口 尚） 税務住民課長 田畑 良和君

○税務住民課長（田畑 良和） 提案の時申し上げましたように今回の一部改正は半島振興法の17条を受けまして条例改正があります。対象設備の見直し及び設備の取得価格の下限額を引き下げを行うということで条例を改正しようとしているところです。これまでですと2,700万円以上の設備投資ということでしたが、今回資本金額に応じてということになりますので数字を報告させていただきます。資本金額が1,000万円以下というランクのところでは500万円以上が取得価格として対象になるわけですが、こちらで今把握できますのが、約37社です。1,000万円を超え5,000万円以下というランクのところ取得価格が1,000万円以上ということになりますので、このところで10社、5,000万円を超えるランクにとこで、2,100万円以上の取得価格ということになりますけど、ここが10社ということに合わせて57社が資本金額に応じてということで対象になるかと考えます。

平成24年度におけます不均一課税によります軽減税額というのが、約7,000万円という事になりますが、この内容で持って今回の資本金額に応じた資産ということになりますけども、こちらについてはこれまでが、2,700万円以上ということで届がありますので、今回のランク付けでというのは算定が難しいということで、平成25年4月1日以降でこの内容によって届があるということですので、その分については予測がたちません以上です。

○議長（風口 尚） 2番 北 守君

○2番（北 守） 確かにこれからの設備投資ということですので、今の国の方が景気が上向いてきたということですので、設備投資のほうも企業やっただけのんやないかと思えます。平成24年度の実績で結構ですので、対象になるのは57社ということで、今お聞きしました。これが枠が広がったということですが、平成24年度の半島振

興法の申請のあった企業さんは何社あったのかお聞きします。

○議長（風口 尚） 税務住民課長 田畑 良和君

○税務住民課長（田畑 良和） 平成 24 年度につきましては、対象事業所は 7 社でございます。

○議長（風口 尚） 他にありませんか。質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第 7 議案第 44 号 玉城町使用料条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、質疑を行います。

ご発言は有りませんか。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に 日程第 8 議案第 45 号 玉城町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、質疑を行います。

ご発言は有りませんか。

○議長（風口 尚） 2 番 北 守君

○2 番（北 守） この改正案というのは後期高齢者ということで国民健康保険の加入者が後期高齢者制度に移行したのに伴い、替わったというご説明をいただきました。

特定世帯継続世帯を追加して、しかも 5 年から 8 年に延長するという改正案だと私は説明の中で理解したんですが、この均等割・平等割の優遇措置をするものと解釈しておるわけですが、国民健康保険の被保険者の加入者には、この改正により有利となると思うんですが、有利となると思うんですが、そのとおりでしょうか？また、3 年延長することによって、従来通りの算定方法で算定するのかどうか。すると思うんですが、その点お聴きします。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） この制度につきましては、国保世帯、今、後期高齢者制度が始まった段階で、国保世帯と国保加入の方と後期高齢者加入の方が別れた時に両方で均等割という格好になりますので、その部分については是正をするということで 5 年間の措置ということで設備されたものでございます。5 年経過して概ねなくなるんだらうという想定の中で国保世帯が、まだ、全国 50 万世帯残っているなかで、今回 3 年間の延長をされるということになりました。対象とされる方につきましてはこの措置があることによりまして、有利になるということになります。それから算定につきましては、従来通り代わりがないということでございます。

○議長（風口 尚） 他にありませんか。質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に 日程第 9 議案第 46 号 平成 25 年度玉城町一般会計補正予算(第 1 号)ないし、

日程第10 議案第47号 平成25年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を一括議題とし、これより質疑を行います。各議案の質疑につきましては、後日、予算決算常任委員会において詳細な審査を頂くこととしておりますので、ここでの質疑は町長の提案理由の範囲を対象に行いたいと思います。

これに ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって質疑は、一括上程されました議案第46号ないし議案第47号について、町長の提案理由の説明の範囲を対象に行います。

ご発言は有りませんか。

2番 北 守君

○2番（北 守）説明の中段で、民生費の障がい者の相談支援のための経費ということで、115万2,000円の6月補正の追加、この理由につきましては、昨年度の実績が出たということで合計557万2千円としたということで説明をうけました。さて、これに関連して質問させていただいてよろしいか。

実は以前あった障害者自立支援法に替わり、今回、もう既に施行されておりますが、障害者総合支援法が、平成24年度から実施されておるわけなんです。これにより障がい者の分野においても、介護保険で言ういわゆるケアマネージャーのようなものが制度化されました。これについては経過措置が設けられ、3年以内即ち、平成27年度までには業務を実施するようになっていきます。そこで現在は、度会郡4町で相談支援の業務を委託していますがどこの団体へ委託しているのかどうか。また、ケアマネージャーのような業務を行ういわゆる計画相談については、委託団体にやってもらえるのかどうか。更にそれが無理だということならば、これ町がせないかんと思うんですよ。町として、どのように考えているのか、その点お聴きします。

○議長（風口 尚）生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀）今回補正予算で計上させていただいておりますのが、障がい者の相談支援事業ということで、一般的な相談の部分でございます。これについては障がい者さんに必要な情報の提供であるとか、サービス業の支援であるとかは・・・をお願いしてる部分もあります。以前につきましては、伊勢市と度会4町ということで、市4町での委託をしておりました。委託先は伊勢にあるんですが、伊勢市につきましては先程おしゃっていただきました計画相談、相談支援を委託されると聞いております。度会4町につきましては、社協であるとか、町独自であるとかというかたちで、サービス利用計画を作成していこうという話になりましたので、その部分で玉城町も行っていくわけなんです。社協であるとか、町外には障がい者の施設も幸いのごございますので、施設の方と協議をしながら計画支援の方をさせていただきたいと考えてございます。

○議長（風口 尚）2番 北 守君

○2番(北 守) 今、相談業務を委託している業者の方が、この業務を受けていただけないのかどうかということは不明確だったと思うんですが、仮に4町の足並みが揃わないような状況だと説明があったんですが、なった場合、これは町がやらないかと。幸いにも玉城町には障がい者施設とか社協とかございますので、色々考えを述べていただいたんですが、そこらへんは、今相談業務をやっている業者さんが受けてもらえるかどうか。その点どうでしょうか。

○議長(風口 尚) 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長(中村 元紀) 現行の業者なんですけど、人員的に廻すことができないという部分もございまして伊勢市の分だけということになっているようでございます。

○議長(風口 尚) 2番 北 守君

○2番(北 守) 最後の質問ということで。なかなか言葉というものは難しいので、相談支援と計画相談のいわゆる、私は計画相談ケアマネージャーという言い方しました。一人の(個人の)計画プランを立てると理解しておるわけなんですけど、ここらへんの違いを述べていただいて、最後の質問とさせていただきます。

○議長(風口 尚) 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長(中村 元紀) 計画相談支援につきましては、おっしゃるように個々の障がい者に応じた適切なサービスの利用に向けて、ケアマネジメントすることになります。介護保険の介護計画のプランと同じ様になるかと思えます

○議長(風口 尚) 他にありませんか。12番 小林 豊君

○12番(小林 豊) 1点だけ聴かせていただきたいと思えます。

「緑のバトン運動」なんですけど、これにつきましては内容等は提案説明で理解するところでございますが、この事業につきましては、本年度単年度事業で行うのか。継続して実施して行くのであれば、どれくらいのスパン考えておられるのか。その点についてお聴かせ願いたいと思えます。

○議長(風口 尚) 教育長 山口 典夫君

○教育長(山口 典夫) この「緑のバトン運動」につきましては、今年度新たに作られたものであります。各学校30本ずつ、苗木を育てて、向こうへ送り返すという運動ですけど、それを更に来年、屋場所にもよると思うんですけど。様子を見ながら来年度、子どもたちが非常活発な活動をしていくのであれば、来年度以降もあるかどうかというのは。今のところ予定はしているみたいですけども、はっきりわかっておりませんので。募集がまだ今年度だけでするので続けていくかどうかというのは、今後子どもたち様子、朝日新聞社の今後の募集の書き方によって変わってくると思えますので、それを見ながら検討させていただきたいと思えます。

○議長(風口 尚) 12番 小林 豊君

○12番(小林 豊) 事業自体は大変いいことかなと思うんですけど、できましたら朝日新聞社云々ではなくて町単独でも続けていったらどうかと思います。その点については町長

からの答弁の方がよろしいのでしょうか。町長お考えあればお願いします。

○議長（風口 尚）町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一）この提案、質問にございましたように、大変、趣旨が素晴らしくて被災地の復興を時間の経過とともに忘れていくわけでありまして、子どもたちに繋いでいこうという取組でございまして、早速に朝日新聞社前大阪代表をなさっておられました池内代表が、4月の30周年の後、お越しいただき、直接推薦をいただいて、こうして取組みさせていただくことになりました。今、小林議員のご質問いただきましたように、もうひとつは三重県でも一番多くふるさと寄附をいただいております。その趣旨の中に申し上げておりますように第1番が子どものために使ってほしい。その次が、ふるさとの緑を残してほしいとかいう趣旨のものがございまして、産業振興課の方でもいろんなマップを作成したり、玉城町のこの景観、桜あるいは紅葉、色んなところで里山の保全とか景観をよくしていこうという取組もすすめたい。単独での緑化、あるいは公共施設の環境というもの、これから続けさせていただいたらと思っております。どうぞ宜しくお願いいたします。

○議長（風口 尚）他にありませんか。7番 奥川 直人君

○7番（奥川 直人）今聞いておまして、「みどりのバトン運動」ですが、玉城町で30本の5校で150本の苗を玉城町で育て、そして震災のあった地域へ植林をするということで地域と被災地との連携なり被災地の状況をもっと身近に感じられるということで、こういう「みどりのバトン運動」というものが設立されたと思っております。被災地でどういふふうな形で苗が植えられて育てられているのか。例えば「玉城の森」とかそういうものが向こうで限定されて育てられるようなエリアになるのであれば、より一層いいのかなと、親しみも感じるし、またそちらへ行ったときには木の育ち具合やね。子どもたちがまたそこへ行ってみると。いふふうな形になっているのかどうかお聴きします。

○議長（風口 尚）教育長 山口 典郎君

○教育長（山口 典郎）今のところ、こちらで2、3年育てた苗をそれを岩手県の沿岸部に送るということで、特定ということは現在されておられません。今後また、2年間ぐらいかけていわゆる育てた苗をどこへ送るんかということは、こちらも確かめたいと思いますし、議員が言われるように「玉城の森」にするかどうかはわかりませんが、そういうところとの交流も学校間同士の交流ができるのであればしていきたいと思っております。

今後の展開次第、まだ、はっきりとはその辺のことについては向こうの要綱にはありません。はっきりしたことは言えませんが、今後の様子で対応していきたいと思っております。

○議長（風口 尚）7番 奥川 直人君

○7番（奥川 直人）そういう企画をより充実するため、こうしたらどうだと向こうの要綱ができる前にできれば、こんなことしたいんだけどという提案もして、この「みど

りのバトン運動」をもっともっと身近に感じられるような要求を、参加する以上、提案していくことも大事だと思うんで、是非、そういったことも実現できるように提案いただきますようお願いいたします。

○議長（風口 尚）他にありませんか。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって一括上程されました議案第46号ないし、議案第47号についての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

（予算決算常任委員会付託表を配布する。）

再開いたします。

お諮りいたします。

本日質疑を終了いたしました議案第46号 平成25年度 玉城町一般会計補正予算(第1号)ないし議案第47号 平成25年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の各議案につきましては、お手許に配布いたしました議案付託表のとおり予算決算常任委員会に審査付託をいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「ご異議なし」と認めます。

よって、議案第46号ないし議案第47号については、議案付託表のとおり予算決算常任委員会に付託することに決しました。

只今、予算決算常任委員会に付託されました議案審査をお願いいたしたいと思っております。

日程について、事務局長から報告いたさせます。

事務局長 小林一雄君

○議会事務局長（小林 一雄）

それでは、只今付託されました、予算決算常任委員会審査の日程を報告いたします。

6月17日 月曜日、午前9時より第1委員会室において委員会を開催いたしますので定刻までに、ご参集願います。以上でございます。

○議長（風口 尚）只今、事務局長の報告のとおり予算決算常任委員会審査をお願いいたします。

以上で本日の日程は 全て終了いたしました。

お諮りいたします。

議案精査のため、明日15日から17日までの3日間休会といたしたいと思っております。

これに、「ご異議」ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「ご異議なし」と認めます。

よって6月15日から17日までの3日間休会することに決しました。

来る6月18日は、午前9時より本会議を開き、委員長報告、討論・採決、追加議案の上程を行いますから定刻までにご参集願います。

本日は、これを以って散会いたします。

どうも、ご苦勞様でした。

(午前9時51分 散会)